# 一宮市

# 子ども・子育て支援事業計画

<概要版>

平成27年度(2015年度) ▶ 平成31年度(2019年度)



# 一宮市子ども・子育て支援事業計画<概要版>

発行年月: 平成27年3月

発 行:一宮市

編集:福祉こども部子育て支援課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

TEL 0586-28-9022 FAX 0586-73-9123



平成27年3月 一 宮 市

# 計画策定にあたって

# 一宮市子ども・子育て支援事業計画とは・・・

一宮市子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の計画的な提供体制確保の方策を定めるとともに、一宮市の子育て支援や次世代の育成についての基本的目標や方向性を明らかにする総合的な計画として策定し、未来を担う一人ひとりの子どもが健やかに成長するまちづくりを目指すものです。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」 として位置づけられます。

また、次に掲げる計画を包括するものとして策定しています。

- ・次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」

# ■計画期間

本計画は、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とします。

# 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

本計画は、平成 25 年 11 月に実施した、ニーズ調査 (一宮市子ども・子育て支援に関するアンケート調査) により把握した子どもの保護者の意向に基づき策定しています。

アンケート調査に回答をした子育て家庭を「ひとり親家庭」と「両親の家庭」に区分し、さらに両親の働き方の組合わせで類型化すると、その比率は次のようになります。

単位:%

	類型	就学前	小学生	
	ひとり親	4.9	8.9	
両親	フルタイム×フルタイム	22.5	15.4	
	フルタイム×パートタイム	28.8	48.5	
	事業主婦(夫)	43.1	26.9	
	パートタイム×パートタイム	0.1	0.2	
	 無職×無職	0.5	0.1	

※パートタイム:アルバイト等を含め、フルタイム以外の働き方を示しています。 小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位までを表記しているため、合計(縦)が 100.0%とならない場合があります。

# 計画の目標と体系

# 基本理念は・・・

子どもや子育て家庭に対し、社会全体が協力し、良質で適切な子ども・子育て支援を行うことにより、誰もが子どもを生み育てやすい安心子育ての環境が整い、未来を担う子ども達が健やかに成長し、一宮市が活力あるまちとして持続的に発展していくことを確かなものとするため、次の基本理念を掲げます。

# 基本理念

「一人ひとりの子どもが健やかに成長する安心子育でのまちいちのみや」

# 基本目標

基本理念に沿って、重要な5つの基本目標を定めます。

## 基本目標1 親と子どもの健康づくり【妊娠・出産支援】

誰もが安心して出産し子育てができるよう、親子の心身ともに健康な生活を支えていきます。

### 基本目標2 安心で楽しい子育ての推進【すべての子育て家庭支援】

すべての親が子育てに対する不安や負担、孤立感を感じることがなく、自らも親として成長しながら、 充実した子育てができるよう、社会全体で支え合う子育てを推進します。

## 基本目標3 子どもが健やかに育つ環境づくり【すべての子ども支援】

すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもの安全の確保とともに、多様な活動を通じて 心豊かに育つ環境を整備します。

### 基本目標4 仕事と子育ての両立支援【働いている親支援】

誰もが安心して働きながら子育てができるよう、両立を支える環境や基盤を整備し、 より利用しやすい仕組みづくりを進めます。

## 基本目標5 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実 【個別的支援】

生まれ育つ環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、 個別の支援を必要とする子どもや家庭の援助を充実します。

# 子ども・子育て支援施策

「5 つの基本目標」を達成するための「施策」「事業」ついて、体系的に記載しています。





基本目標	施策	施策の方向
3	3-1 子どもの安全確保の推進	① 防犯·事故予防
子どもが 健やかに育つ	3-2	②安全な遊び場所の確保
環境づくり	子どもが心豊かに成長する ための活動の推進	<ul><li>● 子どもの遊びや多様な体験の促進</li></ul>
		②子どもの読書活動推進
	4-1 ワーク・ライフ・バランスの推進	① ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進
		②企業の取り組みの支援
4 仕事と子育ての	仕事と子育ての両立のため	① 幼児期の教育・保育
両立支援	の基盤整備	② 総合的な放課後対策
	4-3 産後・育児休業後の復帰支援	1 情報提供と円滑な保育などの利用支援
	5-1	1 児童虐待についての啓発推進
	児童虐待対策の充実	② 早期発見と対応体制の整備
5	5-2	③ 児童虐待の予防  ① ひとり親家庭の相談
子ども・家庭の状況に応じた	ひとり親家庭の自立支援の促進	② 子育てと生活の支援 ③ 就業支援
支援の充実		4 経済的支援
	5-3 障害のある子どもに対する	1 児童発達相談
	支援の充実	② 障害児の療育・保育

-2

# 子ども・子育て支援事業

# 幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の推進



各種の子育て支援に関する事業のうち、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援 事業については、ニーズ調査(一宮市子ども・子育て支援に関するアンケート調査)により、 保護者の潜在的な希望も含めた利用意向を把握しました。

「教育・保育提供区域」を定めたうえ、利用意向に基づき「事業量の推計」を行い、「教育・保育提供区域」ごとにこれを達成することができる提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定め、計画的に事業を推進していきます。

#### ■「幼児期の教育・保育」については3つの教育・保育提供区域を設定します。

区域名称	含まれる連区
東区域	貴船·大志·向山·富士·西成·丹陽町·千秋町
西区域	神山·大和町·萩原町·開明·三条·小信中島·起·大徳·朝日
北区域	宮西・葉栗・浅井町・北方町・今伊勢町・奥町・木曽川町



■「地域子ども・子育て支援事業」については、全市域を1つの教育・保育提供区域として設定します。

# 幼児期の教育・保育



# 1 幼児期の教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保

#### 1 教育・保育の一体的提供

幼児期の教育・保育については、次に掲げる教育・保育施設や地域型保育事業による一体的な提供を推進します。

保育園、幼稚園などの教育・保育施設は、就学前の子どもに教育・保育を提供する基幹施設であり、地域型保育事業は、乳児期の保育を身近な場所で提供する事業です。このような教育・保育施設や事業の特性を生かし、相互に補完をしながら、安定的に円滑な供給が行われることが重要であり、各施設や事業者間の調整や情報共有・連携に関する支援の充実を図ります。

#### ア 保育園・幼稚園の状況

本計画策定時、市立保育園 53 か所、私立保育園 14 か所、私立幼稚園 25 か所があります。平成 27 年4月 に私立保育園 1 か所が開園予定です。

#### イ 認定こども園整備の基本的考え方

本計画策定時、認定こども園は未設置となっています。認定こども園は、保育園と幼稚園の両方の機能を 併せもち、保護者の就労状況が変わっても対応できるなどの特色がある施設です。

認定こども園の新規開設や保育園・幼稚園から認定こども園への移行については、保育園・幼稚園の現状や意向を尊重しつつ、地域の状況、利用者の希望や定員の充足状況などを考慮し総合的に検討・推進します。

#### ウ 地域型保育事業整備の基本的考え方

新たに導入される、満3歳未満の子どもの保育を行う事業で、各事業の特性、利用者の希望や乳児定員の 充足状況などを考慮して整備を検討します。

## **質の高い教育・保育の提供**

質の高い教育・保育を提供するために、市立保育園の保育士に対しては、専門性を高める研修を 継続的、定期的に実施していきます。また、私立保育園の保育士に対しても、従来どおり市の保育 士研修への参加を呼びかけていきます。幼稚園教諭やその他教育・保育に携わる職員に対しては、 合同研修などの開催検討その他資質向上に関する支援方策を検討します。

# 2 幼児期の教育・保育の量の見込み・提供体制の確保の内容及びその実施時期

# 1号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳以上で、専業主婦(夫)家庭、 就労時間が非常に短い(月60時間未満)家庭	幼稚園・認定こども園

#### ■教育・保育提供区域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東区域	必要利用定員総数(人)	1,528	1,487	1,477	1,492	1,523
	確保の内容(定員)	1,817	1,778	1,778	1,779	1,778
西区域	必要利用定員総数(人)	1,041	1,012	1,014	1,002	1,008
	確保の内容(定員)	1,824	1,785	1,785	1,785	1,785
北区域	必要利用定員総数(人)	1,172	1,155	1,137	1,128	1,133
	確保の内容(定員)	1,983	2,061	2,061	2,060	2,061

# 2 2号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳以上で、共働き・ひとり親家庭であるが、 幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
子どもが満3歳以上で、共働きの家庭・ひとり親家庭	保育園・認定こども園

#### ■教育・保育提供区域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東区域	必要利用定員総数(人)	1,978	1,920	1,906	1,932	1,976
	確保の内容(定員)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
西区域	必要利用定員総数(人)	2,506	2,436	2,441	2,416	2,436
	確保の内容(定員)	2,550	2,500	2,500	2,500	2,500
北区域	必要利用定員総数(人)	2,329	2,291	2,252	2,239	2,256
	確保の内容(定員)	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300

# 3 3 号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳未満で、共働きの家庭・ひとり親家庭	保育園・認定こども園 地域型保育事業

#### ■教育・保育提供区域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東区域	必要利用定員総数(人)	1,100	1,131	1,125	1,118	1,113
<b>不</b> 匹纵	確保の内容(定員)	807	913	1,030	1,098	1,117
西区域	必要利用定員総数(人)	1,111	1,125	1,114	1,103	1,086
	確保の内容(定員)	825	983	1,043	1,093	1,093
北区域	必要利用定員総数(人)	856	862	854	846	835
1012234	確保の内容(定員)	803	803	803	813	843



- /

# 地域子ども・子育て支援事業

### ◆地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業は、在宅で子育てをする家庭を含め、すべての子育て家庭に対して、その状況に応じた支援を実施し、総合的な子育て環境の向上を実現するために重要な事業であり、質と量にわたる充実を目指します。

◆ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保の内容及びその実施時期

# 1 妊婦健康診査[妊婦健診]

妊娠してから出産まで、定期的に医療機関や助産院に通院し、検査や保健指導を受けるもので、胎児や妊婦の問題の発見や早期対応により安全な出産を確保します。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

	年度	現状			計画		
区分·指標		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	延べ受診回数	39,357件	38,700件	38,500件	38,000件	37,300件	36,800件
確保内容	延べ受診回数		38,700件	38,500件	38,000件	37,300件	36,800件

# 2 乳児家庭全戸訪問事業[こんにちは赤ちゃん訪問事業]

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問員などが訪問し、安心して子育てできるよう、育児相談と保健サービスの紹介を行います。併せて養育環境の把握をして今後の支援につなげていきます。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

年度		現状	計画				
区分·指標		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	訪問件数	3,027件	3,305件	3,280件	3,259件	3,214件	3,164件
確保内容	訪問件数	_	3,305件	3,280件	3,259件	3,214件	3,164件

# 3 利用者支援事業(新規事業)

子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供をし、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する新規事業です。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

年度		現状		計画				
区分·指標		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
見込み量	実施か所数	_	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
確保内容	実施か所数		0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	



# 4 地域子育で支援拠点事業[子育で支援センター事業]

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流の場を提供し、育児相談等の事業を実施するものです。一宮市では、子育て支援センターを順次設置し、また、子育てひろばを民間委託して事業を展開しています。

#### 量の見込みに対する確保の内容

年度 区分·指標		現状		計画					
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
見込み量	延べ利用数(年間)	76,066人日	76,066人日	76,979人日	76,363人日	75,676人日	74,768人日		
確保内容	延べ利用可能数(年間)※	_	171,500人日	171,500人日	171,500人日	171,500人日	171,500人日		
唯体内谷	実施か所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所		
※移動子育つ	※移動子育て支援センターの数値を含む。								

## 5 一時預かり事業

#### ア 通常の一時預かり事業等

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。一宮市では、保育園の「一時保育事業」、中央子育て支援センターの「子ども一時預かり事業」などがあります。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

	年度		計画				
区分・指標	E C	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	延べ利用数(年間)	18,630人日	19,813人日	19,730人日	19,591人日	19,484人日	19,463人日
	一時保育事業	—	49,810人日	49,810人日	49,810人日	49,810人日	49,810人日
確保内容	子ども一時預かり事業	_	1,280人日	1,280人日	1,280人日	1,280人日	1,280人日
唯体的合	子育て援助活動支援事業	_	4,800人日	4,800人日	4,800人日	4,800人日	4,800人日
	計	_	55,890人日	55,890人日	55,890人日	55,890人日	55,890人日

#### イ 幼稚園における一時預かり(預かり保育)

幼稚園において、降園後の午後の時間帯に行われる預かり保育です。一時預かりのひとつとみなされます。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

	年度				計画		
区分·指標		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	延べ利用数(年間)	71,941人日	73,000人日	71,224人日	70,702人日	70,583人日	71,432人日
確保内容	延べ利用数	—	98,000人日	98,000人日	98,000人日	98,000人日	98,000人日



# 6 子育で援助活動支援事業[ファミリー・サポート・センター事業]

子どもの預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互 援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。一宮市では「いちのみやファミリー・サポート・センター」 を設置しています。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

	年度	現状			計画		
区分·指標		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	活動件数(年間)	4,751件	4,647件	4,627件	4,592件	4,565件	4,560件
確保内容	活動可能件数(年間)	_	4,800件	4,800件	4,800件	4,800件	4,800件

## 7 病児保育事業[病児・病後児保育事業]

保育を必要とする乳児・幼児または一定の小学生で、疾病にかかっている者について、保育所、診療所その 他施設において保育を行う事業です。一宮市では、病気回復期にあるが、まだ集団生活ができない病後児を 預かる事業を行っています。

#### 量の見込みに対する確保の内容

年度		現状			計画		
区分·指標	## The state of th	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	延べ利用数(年間)	214人日	722人日	717人日	712人日	708人日	708人日
確保内容	延べ利用可能数(年間)	735人日	1,470人日	1,470人日	2,205人日	2,205人日	2,205人日
唯休内谷	実施か所数	1か所	2か所	2か所	3か所	3か所	3か所

# 8 子育で短期支援事業[ショートスティ事業]

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難になった場合に、宿 泊を伴う預かりを行う事業です。一宮市では、委託する児童養護施設や乳児院において預かりを行います。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

	年度	現状			計画		
区分·指	標	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	量 延べ利用数(年間)	9人日	76人日	76人日	75人日	75人日	75人日
確保内容	聚 延べ利用可能数(年間)	_	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
唯休内谷	実施か所数	※6か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

※母子での利用施設1か所を含む。平成27年度以降はこれを含めない。



# 9 放課後児童健全育成事業「放課後児童クラブ」

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業です。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

	年度	現状			計画		
区分·指標		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	利用希望児童	※①2,753人	3,697人	3,634人	3,587人	3,511人	3,423人
	定員	3,056人	3,934人	4,165人	4,305人	4,425人	4,545人
確保内容	施設数	55か所	56か所	56か所	56か所	56か所	56か所
	※② 過不足	_	△355人	△213人	△118人	△68人	人0

※① 平成25年度登録者数(平成25年4月1日現在で3年生以下の人数)

※② 確保内容欄の「定員」が見込み量欄の「利用希望児童数」を上回っていても、小学校区ごとに判定すると不足が生じます。「過不足」は、この不足数の合計を記載しています。

# 10 時間外保育事業[延長保育事業]

保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育標準時間・保育短時間の最長保育時間を超えて保育園を利用する事業です。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

年度		現状	計画					
区分・指標		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
見込み量	18時以降の利用希望数	2,218人	2,440人	2,425人	2,406人	2,393人	2,393人	
確保内容	利用可能数	2,340人	2,600人	2,730人	2,730人	2,860人	2,860人	

# 11 養育支援訪問事業[育児支援家庭訪問事業]

養育支援訪問事業 [育児支援家庭訪問事業] は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

年度		現状			計画		
区分·指標		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	訪問支援必要家庭	28件	40件	40件	40件	40件	40件
確保内容	訪問支援可能家庭	_	50件	50件	50件	50件	50件

# 放課後対策の総合的推進



放課後の小学生に居場所を提供する事業に対するニーズは年々高まってきています。

これは、共働き家庭の増加によるとともに、子どもの健全な成長のため、放課後に多様な体験をさせたいという保護者の希望が増加していることが推測されます。

放課後の小学生に居場所を提供する事業として、次の2つの事業を実施していますが、 それぞれの事業の特性を生かし、相互に補完をしながら、連携して放課後対策を総合的に 推進します。

事業名称	一宮市放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	一宮市放課後子ども教室推進事業 (放課後子ども教室)
対象児童	保護者が就労等により昼間家庭にい ない小学生。希望者が定員を超える 場合は必要性の高い子どもを優先。	保護者の就労・未就労にかかわらず、 すべての小学生。希望者が定員を 超える場合は、抽選。

# かける。放課後児童健全育成事業の基本方針

「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、ひとり親家庭、父母ともにフルタイムの 共働き家庭を、基本的な対象として把握し、どの小学校区においても、児童数に対して一定 割合の子どもが利用できるように施設整備を進めます。

# 2 放課後子ども教室推進事業の基本方針

保護者の就労・未就労にかかわらず、すべての子どもが多様な体験・活動を行うことができる環境整備を推進し、次代を担う子どもを育成します。

## ■放課後子ども教室整備計画

現 状(平成 25 年度)	
平日版(キッズi)実施校数	8
土曜日版(キッズプラザ) 実施校数	4



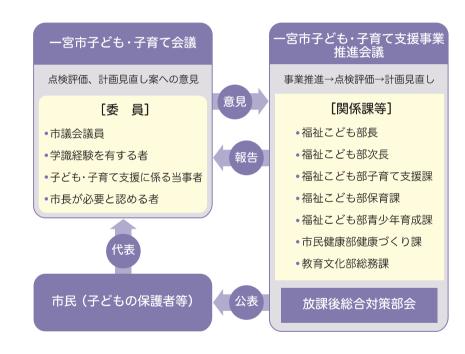
# 計画の推進

庁内組織として「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」を設置し、関係課の連携により 事業を推進します。

保育園・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、地域と連携し、「一宮市子ども・ 子育て会議」の意見を聴きながら取り組みを広げていきます。

計画の推進状況については、毎年度、点検・評価のうえ、市ホームページ等で公表します。

#### ■一宮市子ども・子育て支援事業計画推進体制



#### 一宮市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、「一宮市子ども・子育て会議条例」により 設置された合議制の機関で、市議会議員、保護者代表を含めた子ども・子育て支援に係る当事者、 学識経験者などにより構成されています。